

大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、市長が社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）に基づき大洲市の区域に存する木造住宅の耐震診断に要する経費に対して、予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「耐震診断」とは、愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル（平成16年8月12日愛媛県制定）に基づき、木造住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この要綱において「木造住宅耐震診断事務所」とは、愛媛県木造住宅耐震診断事務所登録要綱（平成16年7月26日施行）第4条第3項の規定により愛媛県木造住宅耐震診断事務所名簿に登録されている建築士事務所をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する住宅を所有する者（国、地方公共団体又はその機関を除く。）で、当該住宅の耐震診断を木造住宅耐震診断事務所に委託するものとする。

(1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、当該住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）であること。

(2) 構造が次に掲げる工法以外の木造であること。

ア 枠組み壁工法

イ 丸太組工法

ウ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定に基づく認定工法

(3) 地上階数が2以下で延べ面積が500平方メートル以下のもの

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象経費及びこれに対する補助の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助の額
補助対象者が木造住宅耐震診断事務所に委託して実施する耐震診断に要する費用（消費税地方消費税の額を除く。）	補助対象経費の総額の3分の2以内の額とし、4万円を限度とする。 （千円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てる。）

2 補助対象経費の範囲については、社会資本整備総合交付金交付要綱の定めるところによる。

(補助事業申込)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断に着手する前に大洲市木造住宅耐震診断事業補助金申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の内定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を審査の上、補助金の内定の適否を決定し、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金内定通知書（様式第2号）又は大洲市木造住宅耐震診断事業補助金不内定通知書（様式第3号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更及び取下げ承認申請)

第7条 前条の規定により補助金の内定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の内定通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、内容を変更し、又は取下げしようとするときは、あらかじめ大洲市木造住宅耐震診断事業変更・取下げ承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、適当と認めたときは、大洲市木造住宅耐震診断事業変更・取下げ承認通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第8条 補助事業者は、補助事業完了後、補助金の交付を受けようとするときは、大洲市木造住宅耐震診断補助事業補助金交付申請書（様式第6号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定通知)

第9条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書（様式第7号）又は大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付却下通知書（様式第8号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた補助事業者は、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金請求書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による補助金請求書の提出があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(目的外使用の禁止)

第12条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

(指導監督)

第13条 市長は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長はその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月28日から施行する。

附 則 (平成22年7月12日大洲市要綱第59号)

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月1日大洲市要綱第46号)

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月22日大洲市要綱第14号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月31日大洲市要綱第21号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

大洲市木造住宅耐震診断事業補助金申込書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

耐震診断実施に伴う補助金の交付を受けたいので、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金
交付要綱第 5 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

※太線枠内に記入してください。

住宅の概要	建物所在地	
	規模	建て方 ☐ 平屋建 ☐ 2 階建 延べ面積 m ²
	用途	住宅以外の用途を、 ☐ 含む(m ²) ☐ 含まない (用 途 :)
	建築年月	
木造住宅耐震診断 委託先事務所名	登録番号 : 号 事務所名 : (TEL : () -)	
事業費見積り額	円	
添付書類	☐ 概略平面図 ☐ 付近見取図 ☐ 見積書 ☐ 借主同意書 ☐ 外観写真(2ヶ所以上) ☐ 確認通知書の写し ☐ 登記簿謄本 ☐ その他(未確認、未登記の場合は固定資産建年証明書必要)	

※ 受付チェック欄(記入しないで下さい)

住宅の概要		建築年月	添付書類	市受付印
建て方	用途			
☐ 良	☐ 良	☐ 良	☐ 良	
☐ 否	☐ 否	☐ 否	☐ 否	

伝統構法住宅チェック票

(大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第5条関係添付書類)

住 所 _____

氏 名 _____

項目	伝統構法住宅チェックリスト	
1	☐	戦前に建てられた住宅で、各部屋との間仕切りが襖などの建具で仕切られたいわゆる「田の字」平面をなし、(地震に耐える)壁が少なく、太い柱や太い梁及び垂れ壁で開放的な空間を形成しているもの
2	☐	柱は14cm以上である。
3	☐	上記項目全てに該当なし

※上記1～2の項目で、1つでも該当するものがあれば伝統構法住宅と判断され、補助対象住宅とはなりませんので十分御確認ください。

※このチェック票は、大洲市木造住宅耐震診断補助要綱第3条による、要件に該当する住宅であるかどうかを判断するものです。申込時に申込書に添付して提出してください。

様式第 2 号（第 6 条関係）

大洲市木造住宅耐震診断事業補助金内定通知書

大洲第 号
年 月 日

様

大洲市長

年 月 日付けで申込みのありました大洲市木造住宅耐震診断事業補助について、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり内定したので通知します。

なお、補助事業の変更・取下げがあった場合は、速やかに大洲市木造住宅耐震診断事業変更・取下げ承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出してください。

また、耐震診断実施後速やかに補助金交付申請の手続きを行ってください。

記

受付番号・年月日	第 号 ・ 年 月 日
申込者名	
委託先事務所名	
補助金内定通知額	事業費 円 うち補助金 円

大洲市木造住宅耐震診断事業不内定通知書

大洲第 号
年 月 日

様

大洲市長

年 月 日付けで申込みのありました大洲市木造住宅耐震診断事業補助について、次の理由により内定ができませんので、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、通知します。

内定できない理由	
----------	--

様式第 4 号（第 7 条関係）

大洲市木造住宅耐震診断事業変更・取下げ承認申請書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け大都第 号で補助金内定の通知があった耐震診断を変更・取下げしたいので、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請します。

記

住宅の所在地	
申請の内容	
申請の理由	

大洲市木造住宅耐震診断事業変更・取下げ承認通知書

第 号
年 月 日

様

大洲市長

年 月 日付けで変更・取下げ承認申請のあった耐震診断事業については、大洲市木造耐震診断事業補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

住宅の所在地	
変更・取下げの内容	

様式第 6 号（第 8 条関係）

大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付申請書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

※太線枠内に記入してください。

内定通知 番号・年月日		大都第 号 年 月 日
住宅の概要		所在地
耐震 診断	着手年月日	年 月 日
	完了年月日	年 月 日
補助金交付申請額		¥ 円
※添付図書 (市チェック欄)		☐ 木造住宅耐震診断事業補助金内定通知書 ☐ 領収書 ☐ その他()

※印欄は記入しないでください。

大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付決定通知書

大洲第 号
年 月 日

様

大洲市長

年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請について、大洲市木造耐震診断事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付を決定した旨を通知します。

なお、速やかに大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 1 0 条に基づく請求を行ってください。

記

1 交付年度	年度
2 交付金額	¥ 円
3 交付の条件及び指示	(1) この補助金は、本補助事業の目的以外に使用してはならない。 (2) この補助事業については、市長は必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。 (3) 大洲市木造住宅耐診断事業補助金交付要綱第14条各号のいずれかに該当するときは、この決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (4) (3)により取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求める。

大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付却下通知書

大 都 第 号
年 月 日

様

大洲市長

年 月 日付けで申請のあった大洲市木造住宅耐震診断事業補助金の交付については、次の理由により決定できませんので、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、通知します。

決定できない理由	
----------	--

大洲市木造住宅耐震診断事業補助金請求書

年 月 日

大洲市長 様

住 所
申請者 氏 名
電話番号

下記のとおり交付決定を受けた木造住宅耐震診断事業補助金について、大洲市木造住宅耐震診断事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により請求します。

交付決定年月日		年 月 日
交付決定番号		大都第 号
請求額		円
補助金振込先	金融機関名	☐ 本店 ☐ 支店
	預金種別	☐ 普通 ☐ 当座
	口座番号	
	口座名義人	(ふりがな) 氏 名